

第23回 ガスシステム改革小委員会
事務局提出資料

小売全面自由化等の詳細制度設計について

平成27年9月15日(火)

1. ガス小売事業者の登録申請について

2. ガス小売事業者の登録拒否・登録取消について【★】

3. ガス小売事業者の変更登録・事業休廃止について

4. ガス小売事業者の供給力確保義務について

5. ガス小売事業者に対する業務改善命令について【★】

6. 最終保障供給について【★】

7. 最終保障供給に関連する論点について

8. 開栓等におけるガス小売事業者と一般ガス導管事業者の役割分担について【★】

9. 一般ガス導管事業等に該当することとなる導管の要件について

10. 承認事業者制度について

(注1) ★を付した論点は、特に御議論いただきたい論点。その他の論点は、御確認事項。

(注2) 経過措置料金規制、託送供給制度、二重導管規制、パイプライン整備の在り方等の論点については、次回以降、順次御議論いただく予定。

- 以下のとおり、改正後のガス事業法第4条においては、経済産業大臣が、ガス小売事業の登録を受けようとする者の適格性を確認するため、その者に対して、登録申請書と添付書類の提出を求めているところであり、これらの内容をどうするかが論点となる。

【論点1】

登録申請書に記載すべき内容をどうするか。

【論点2】

登録申請に当たっての添付書類をどうするか。

改正後のガス事業法における規定

(事業の登録)

第三条 ガス小売事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 ガス小売事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項
 - イ ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数
 - ロ 経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力
- 四 他の者からガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあつては、当該ガスの量に関する事項
- 五 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に関する事項
- 六 事業開始の予定年月日
- 七 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、ガス小売事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

【論点1】

登録申請書に記載すべき内容をどうするか。

改正後のガス事業法第4条第1項第3号から第5号までの規定の趣旨は、ガス小売事業の登録を受けようとする者が、需要に見合った十分な供給能力を確保できているか否かを経済産業大臣が確認するための規定である。このため、登録申請書においては、以下の事項を記載させることとしてはどうか。

需要がピークを迎える1時間における需要見込みに対する同時間帯における供給能力(自らの供給能力に加え、他の者から卸供給を受ける場合における供給能力を含む。)の確保の見込み

(注1) ただし、「1時間」については、次回以降御議論いただく同時同量制度との整合性を確保することが必要。

(注2) 需要に見合った供給能力が確保されているか否かを判断するに当たっては、一般ガス導管事業者の供給区域毎(旧簡易ガス事業に相当する事業を行う者にあつては、供給地点群毎)に判断することとする。

また、改正後のガス事業法第4条第1項第7号においては、「経済産業省令で定める事項」も登録申請書に記載させることとしているところ、ガス小売事業の登録を受けようとする者が反社会的な勢力であるなど、公共の利益を阻害する者でないか否か等を確認するため、以下の事項を記載させることとしてはどうか。

①その行うガス小売事業以外の事業の概要

②電話番号、メールアドレスその他の連絡先

(注) 旧簡易ガス事業に相当する事業を行う者にあつては、一の団地内における供給地点の数も併せて提出させることとする。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、基本的には同様の整理とする。ただし、例えば、他の者から温水等の供給を受ける場合において、当該他の者の施設がメンテナンスに入る期間、当該他の者からの温水等が供給能力として見込めない場合には、その温水等については、当該熱供給事業者の供給能力に算入することを認めないこととする。

【論点2】

登録申請に当たっての添付書類をどうするか。

ガス小売事業の登録を受けようとする者が需要家の利益を阻害するおそれのない者であるなど、ガス小売事業者としての適格性を有するか否かを経済産業大臣が確認するため、登録申請に当たっての添付書類は以下のものとしてはどうか。

- ①欠格要件(ガス小売事業の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者等)に該当しないことを誓約する書面【法律において規定済み】
- ②ガス小売事業の遂行体制を説明する書類
 - ーガス小売事業を遂行する責任者や組織図等を記載させることとする。
- ③苦情等の処理体制を説明する書類
 - ー苦情等を処理する体制図等を記載させることとする。
 - ー苦情等の処理業務を委託する場合には、その業務の実施状況の管理体制についても記載させることとする。
- ④法人である場合には、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書及び役員の履歴書
- ⑤地方公共団体である場合には、ガス小売事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し
- ⑥選任しようとするガス主任技術者に関する書類

※この論点については、電気事業法においても同様の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、熱供給事業を営もうとする者に対しては、上記①から⑤までの書類に加え、事業計画書等の書類も併せて提出させることとする。

※下線を引いた書類は、ガス事業の特性を踏まえたもの。

- 本年7月24日に公布された「小売電気事業の登録の申請等に関する省令」においては、小売電気事業の登録申請書に添付すべき書類として、以下のとおり規定されているところであり、4頁で整理したガス小売事業の登録申請書に添付すべき書類は、この省令との関係においても整合的である。

小売電気事業の登録申請書に添付すべき書類

第二条（略）

2（略）

3 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第二条の五第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二 様式第二の小売電気事業遂行体制説明書

三 様式第三の苦情等処理体制説明書

四 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

五 申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

六 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が小売電気事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

七 申請者が広域的運営推進機関の会員でない場合にあつては、当該申請者が広域的運営推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

4 経済産業大臣は、法第二条の三第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

- 以下のとおり、改正後のガス事業法第6条においてはガス小売事業者の登録拒否に係る規定を、第10条においてはガス小売事業者の登録取消しに係る規定を設けているところであり、これらの判断基準をどうするかが論点となる。

【論点1】

第6条第1項第4号の具体的な判断基準をどうするか。

【論点2】

第10条第1項第1号の具体的な判断基準をどうするか。

改正後のガス事業法における規定

(登録の拒否)

第六条 経済産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第十条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他のガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書その申請書を提出した者に送付しなければならない。

(登録の取消し)

第十条 経済産業大臣は、ガス小売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の登録を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第三条の登録又は第七条第一項の変更登録を受けたとき。

三 第六条第一項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

【論点1】

第6条第1項第4号の具体的な判断基準をどうするか。

➡ 第6条第1項第4号の具体的な判断基準については、需要家の利益を確保するため、例えば、以下のような者からの登録申請を拒否することとすべきではないか。

- ① 需要がピークを迎える1時間における需要見込みに対する供給能力の確保の見込みが不適切であるなど、需要に見合った十分な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者
- ② 過去にガス小売事業の運営について業務改善命令を受け、結果としてガス小売事業を廃止したものの、十分な改善策を講じないまま再度ガス小売事業の登録申請を行った者
- ③ ガス小売事業者が責任を有する保安義務の履行体制が十分でないため、公共の安全を確保することができないと認められる者
- ④ 小売供給の業務の方法や小売供給に係る料金その他の供給条件について、需要家からの苦情や問合せに適切に対応できる体制が整備される見込みがないなど、需要家の利益を確保するために適切でないと認められる者

(注) 旧簡易ガス事業に相当する事業等をガス小売事業として行う場合にあつては、そのガス小売事業の用に供する導管が、一般ガス導管事業者の導管との関係で著しい二重投資となり、その結果、一般ガス導管事業者の供給区域内の需要家の利益を阻害するおそれがある場合には、登録拒否の対象となり得る。

※この論点については、電気事業法においても同様の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、同法においては、熱供給事業者に対して、「熱供給事業を適正かつ確実に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有する」ことも求めていることから、上記①から④までの者に加え、例えば、債務超過の状態にある者、熱供給事業を適正かつ確実に遂行するために必要な資金を確保する見込みがない者、熱供給施設を適切に維持・運用することができる技術者を十分に有さない者についても登録拒否の対象とする予定。加えて、熱供給事業を営もうとする者の登録申請に係る熱供給の相手方が、既に他の熱供給事業者により熱供給を受けている場合であつて、当該登録申請を認めることにより、当該他の熱供給事業者の導管の利用効率が著しく悪化し、結果として、当該他の熱供給事業者から熱供給を受けている需要家の利益を著しく損なうおそれがある場合には、登録拒否の対象となり得る。

※下線を引いた者は、ガス事業の特性を踏まえたもの。

【論点2】

第10条第1項第1号の具体的な判断基準をどうするか。

➡ ガス小売事業者の登録が取り消された場合、当該ガス小売事業者から小売供給を受けていた需要家は一定程度の不利益を被る可能性があるが、これを勘案してもなおガス小売事業者が行うガス小売事業の運営に悪質性が認められる場合には、当該ガス小売事業者の登録を取り消すことで需要家保護を図る必要がある。このため、第10条第1項第1号の具体的な判断基準については、例えば、以下のとおりとしてはどうか。

ガス事業法の規定に違反したため、業務改善命令や供給力確保命令を受けたものの、一向にそのガス小売事業の運営が改善されず、これを放置しては需要家の利益を著しく阻害すると認められる場合

(注) ガス小売事業者の登録が取り消された場合、需要家はその事実を把握することができるスキームを構築することは需要家保護の観点から適当である。このため、ガス小売事業の登録を取り消された者は需要家に対して、その事実を周知させなければならないこととし（ガイドライン等において担保）、経済産業省もホームページ等においてその事実を公表することとする。

※この論点については、電気事業法においても同様の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、基本的には同様の整理とする。

- 以下のとおり、改正後のガス事業法第7条第1項においては、ガス小売事業者が必要に見合った十分な供給能力を確保できるか否かを経済産業大臣が確認するため、ガス小売事業者が需給に係る事項を変更しようとする場合には、経済産業大臣の変更登録を受けることを原則とする一方、「軽微な変更」の場合には変更登録を要さないこととしている。このため、「軽微な変更」の範囲が論点となる。
- また、改正後のガス事業法第9条第3項においては、ガス小売事業者がその事業を休廃止しようとする場合には、「経済産業省令で定めるところにより」、需要家に対してその旨を周知させなければならないとされており、その具体的方法が論点となる。

【論点1】

変更登録を受けることを要しない「軽微な変更」の範囲をどうするか。

【論点2】

ガス小売事業者がガス小売事業を休廃止しようとする場合において、需要家に対してその旨を周知すべき時期及び周知の方法をどうするか。

改正後のガス事業法における規定

(変更登録等)

第七条 ガス小売事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2～5 (略)

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第九条 (略)

2 (略)

3 ガス小売事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

【論点1】

変更登録を受けることを要しない「軽微な変更」の範囲をどうするか。

変更登録を受けることを要しない「軽微な変更」の範囲については、以下のとおり、変更登録を受けべき変更事項を整理した上で、供給能力の確保に実質的な影響を及ぼさない変更事項を「軽微な変更」として整理してはどうか。

変更登録を受けべき変更事項

- ①「あらかじめ登録を受けた需要がピークを迎える1時間における需要見込み」を増加させる場合であって、これが、「あらかじめ登録を受けた同時間帯における供給能力の見込み」を上回るもの
- ②需要がピークを迎える1時間における「あらかじめ登録を受けた供給能力の見込み」を減少させる場合であって、これが、「あらかじめ登録を受けた需要がピークを迎える1時間における需要見込み」を下回るもの

変更登録が不要となる軽微な変更事項

- ①「あらかじめ登録を受けた需要がピークを迎える1時間における需要見込み」を減少させる場合
- ②「あらかじめ登録を受けた需要がピークを迎える1時間における需要見込み」を増加させる場合であって、これが、「あらかじめ登録を受けた同時間帯における供給能力の見込み」を下回るもの
- ③需要がピークを迎える1時間における「あらかじめ登録を受けた供給能力の見込み」を増加させる場合
- ④需要がピークを迎える1時間における「あらかじめ登録を受けた供給能力の見込み」を減少させる場合であって、これが、「あらかじめ登録を受けた需要がピークを迎える1時間における需要見込み」を上回るもの

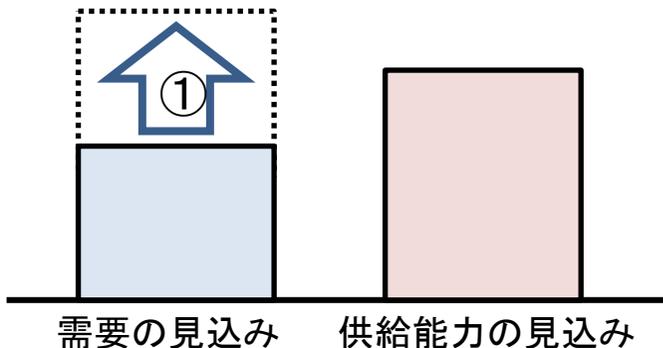
※イメージ図については、次頁参照。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、基本的には同様の整理とする。ただし、供給能力の考え方については、3頁に記載したとおり。

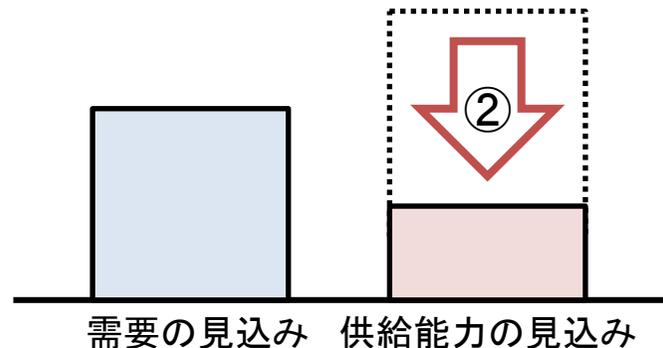
※ガス小売事業者の導管に係る変更登録については、引き続き整理。

変更登録を受けべき変更事項

① 需要の見込みの増加であって、供給能力の見込みを上回るもの



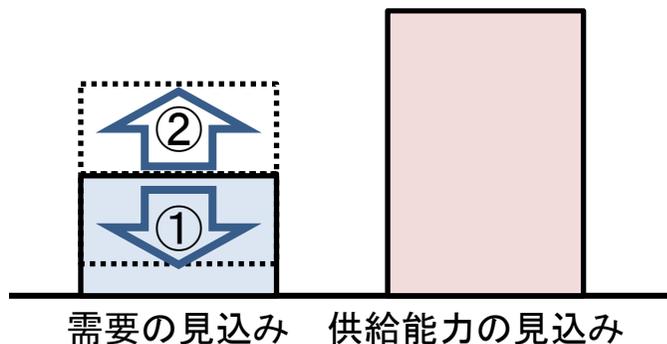
② 供給能力の見込みの減少であって、需要の見込みを下回るもの



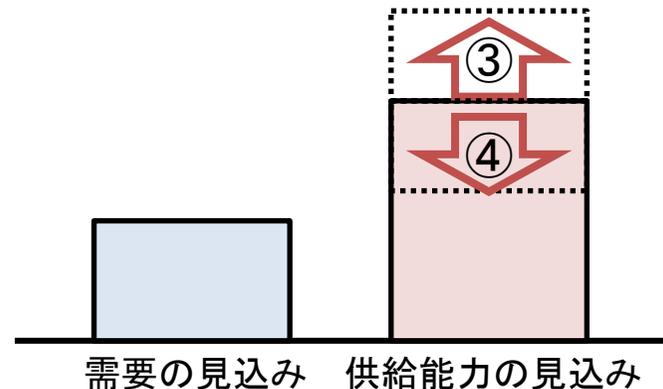
(注) 上記のようなケースにおいては、いずれも需要の見込みが供給能力の見込みを上回ることから、①については供給能力の見込みを増加させない限り、また、②については需要の見込みを減少させない限り、変更登録は認められない。

変更登録が不要となる軽微な変更事項

① 需要の見込みを減少させる場合
② 需要の見込みを増加させる場合であって、供給能力の見込みを上回らない場合



③ 供給能力の見込みを増加させる場合
④ 供給能力の見込みを減少させる場合であって、需要の見込みを下回らない場合



【論点2】

ガス小売事業者がガス小売事業を休廃止しようとする場合において、需要家に対してその旨を周知すべき時期及び周知の方法をどうするか。

➡ ガス小売事業者がそのガス小売事業を休廃止しようとする場合において、需要家に対してその旨を周知すべき時期及び周知の方法については、需要家はその事実を正しく把握することができる環境を整備するとともに、他のガス小売事業者を選択する十分な時間的余裕を確保するため、以下のとおりとしてはどうか。

○「周知の方法」としては、電気通信事業法における例も参考として、①訪問、②電話、③郵便等による書面送付、④電子メールの送信など、需要家に休廃止の事実を正しく把握させるための方法とする。

○また、「周知すべき時期」としては、需要家が他のガス小売事業者を選択する十分な時間的余裕を確保するため、原則として休廃止の少なくとも1月前までに周知させることとしてはどうか。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、基本的には同様の整理とする。

※事業の休廃止に伴い、需要家は代替する財を選択することが求められることから、これに相当程度の期間を要することが見込まれる場合には、事業休廃止の1月前といった時期にかかわらず、より十分な時間的余裕をもって需要家に対して周知することが望ましい。

- 電気通信事業を休廃止しようとする場合における需要家への周知措置については、**電気通信事業法においては、以下のとおり整理**されている。

電気通信事業法施行規則(抄)

(事業の休止及び廃止に係る利用者への周知)

第十三条 法第十八条第三項の規定により周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

- 一 訪問
- 二 電話
- 三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
- 四 電子メールの送信
- 五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2 (略)

電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン

ここで「相当な期間」とは、利用者が当該休廃止によって提供されなくなるサービスの代替的なサービスを選択し、移行するために必要な期間を確保できるような時間的余裕をもって行わなければならないことを意味している。すなわち、利用者が

- ア 事業者からの連絡等を受けて事業が休廃止されることを認知し、
- イ 代替サービスの選択肢の存在を認識し、
- ウ これらの提供条件等を理解し、十分に比較・検討し、
- エ どのサービスに移行するか等を決定する

ために必要な期間を確保することが必要となるものである。

具体的な時期については、休廃止される事業やそのサービスの内容にもよるが、事業を休廃止する日の少なくとも1月前までを目途として周知させることが必要と考えられる。

- 以下のとおり、改正後のガス事業法第13条第1項においては、ガス小売事業者に対して、いわゆる供給力確保義務を課しているところであり、何をもってこれが履行されていると判断するかが論点となる。
- また、同条第2項においては、経済産業大臣がガス小売事業者に対して、供給力確保命令を発動することを可能にしており、これを発動するに当たっての判断基準が論点となる。

【論点1】

何をもって供給力確保義務が履行されていることとするか。

【論点2】

どのような場合に供給力確保命令を発動することとするか。

改正後のガス事業法における規定

(供給能力の確保)

第十三条 ガス小売事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、ガス小売事業者がその小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、ガスの使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【論点1】

何をもって供給力確保義務が履行されていることとするか。

供給力確保義務の趣旨は、ガス小売事業者が気温等の変化によって変動し得るその需要家の需要に見合った十分な供給能力を確保することにより、需要家保護に万全を期すというものである。このため、供給力確保義務の履行については、以下のとおり整理することとしてはどうか。

○改正後のガス事業法第13条第1項に規定する「小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要」とは、気温の変化等による需要の変動分を含めた需要のことであり、ガス小売事業者は、これを上回る「供給能力」を確保することが求められる。

○このため、ガス小売事業者が実需給断面における供給力確保義務を履行するに当たっては、需要の上振れ等の可能性に対応するため、一定の供給予備力を確保することが適当である。

(注1) 供給力確保義務が中長期的に履行され得るか否かについては、ガス小売事業者が届け出ることとなる供給計画において確認することとする。

(注2) 需要に見合った供給能力が確保されているか否かを判断するに当たっては、一般ガス導管事業者の供給区域毎（旧簡易ガス事業に相当する事業を行う者にあつては、供給地点群毎）に判断することとする。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、基本的には同様の整理とする。

【論点2】

どのような場合に供給力確保命令を発動することとするか。

供給力確保命令の発動基準については、需要家が安定的にガスの供給を受けられる環境を整備するため、以下のとおりとしてはどうか。

○例えば、以下のような理由により、一般ガス導管事業者がガス小売事業者の供給力の不足を補うため、相当程度の供給予備力の確保を余儀なくされ、その結果、託送供給料金の上昇などをもたらし、需要家の利益を損なう場合。

- ① 常時供給力不足を発生させていること。
- ② 短時間であっても、極めて大きな供給力不足を発生させること。

○他方、一般ガス導管事業者の供給区域内に十分な供給力が存在する中で、一時的にわずかな供給力不足を生じさせたとしても、第13条第2項に規定する「ガスの使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがある」とは認められないことから、この限りにおいては、供給力確保命令は発動しないこととする。

(注) 旧簡易ガス事業に相当する事業等を行う者については、供給設備の必要な増強等を行わず、これにより供給支障を生じさせているなどの場合においては、供給力確保命令を発動されることがあり得る。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、熱供給事業者については、熱供給施設の必要な増強等を行わず、これにより供給支障を生じさせているなどの場合においては、供給力確保命令を発動されることがあり得る。

- 以下のとおり、改正後のガス事業法第20条第1項においては、ガス小売事業者に対する業務改善命令に係る規定が設けられているところであるが、この発動基準が論点となる。

【論点】

業務改善命令の具体的発動基準をどうするか。

改正後のガス事業法における規定

(業務改善命令)

- 第二十条 経済産業大臣は、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 経済産業大臣は、ガス小売事業者等が第十四条第一項又は第二項の規定に違反したときは、ガス小売事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。
 - 3 経済産業大臣は、ガス小売事業者が第十六条の規定に違反したときは、ガス小売事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

【論点】

業務改善命令の具体的発動基準をどうするか。

➡ 需要家の利益を確保するため、例えば、以下のような場合には、業務改善命令を発動することとしてはどうか。

- ① 需要家と小売供給契約を締結したにもかかわらず、正当な理由なくガスを供給しない場合
- ② ガス工作物に事故があり、その復旧要請を受けたにもかかわらず、適切な対応をしない場合
- ③ 需要家から解約の申出があったにもかかわらず応じない場合
- ④ 需要家からの申出による契約の変更・解約を著しく制約する内容の契約条項を定める場合
- ⑤ 消費機器の調査をせず、若しくはその結果を需要家に通知せず、又はその調査若しくは通知の方法が適当ではない場合
- ⑥ 特定の競合相手を市場から退出させる目的で、不当に安い料金で小売供給を行う場合
- ⑦ 一般ガス導管事業者に対して、不当な手段を用いて、託送供給業務について自己に有利な取扱いをするよう働きかける場合

(注1) ガス小売事業者に対して業務改善命令が発動された場合、需要家がその事実を把握することができるスキームを構築することは需要家保護の観点から適当である。このため、業務改善命令を受けたガス小売事業者はその需要家に対して、その事実を公表しなければならないこととし（ガイドライン等において担保）、経済産業省もホームページ等においてその事実を公表することとする。

(注2) 下線を引いた発動基準は、ガス事業の特性を踏まえたもの。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、熱供給事業者に対しては、例えば、上記①から④までの場合においては、業務改善命令を発動することとする。

- 以下のとおり、改正後のガス事業法第47条第2項においては最終保障供給義務に係る規定が、第51条においては最終保障供給約款に係る規定が存在するところであるが、最終保障供給については、以下のような論点がある。

【論点1】

一般ガス導管事業者が最終保障供給を拒むことができる「正当な理由」の範囲をどうするか。例えば、一般ガス導管事業者の供給力不足時やガス小売事業者に対する不払い需要家に対して最終保障供給を拒むことは正当な理由に当たるか否か。

【論点2】

最終保障供給に係る妥当な料金水準をどうするか。

改正後のガス事業法における規定

(託送供給義務等)

第四十七条 (略)

2 一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。

(最終保障供給約款)

第五十一条 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 経済産業大臣は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般ガス導管事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款によりガスの供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 (略)

【論点1】

一般ガス導管事業者が最終保障供給を拒むことができる「正当な理由」の範囲をどうするか。例えば、一般ガス導管事業者の供給力不足時やガス小売事業者に対する不払い需要家に対して最終保障供給を拒むことは正当な理由に当たるか否か。

- 最終保障供給はあくまでセーフティネットであることから、需要家が最終保障供給に過度に依存することや、一般ガス導管事業者が最終保障供給を行うための供給力をあらかじめ確保しておくことはこの制度の想定するところではない。
- 他方、需要家保護に万全を期すためには、他のガス小売事業者に対して料金の不払いが続いているという事実だけをもって、直ちに最終保障供給を拒んでも良いと整理することは適当ではないことから、最終保障供給を拒み得る場合としては、例えば、以下の場合として整理してはどうか。

- ① 需要家に対して最終保障供給を行ったにもかかわらず、当該需要家が必要な料金を支払わない場合
- ② 最終保障供給を行うために供給力を確保する十分な努力を行ったにもかかわらず、必要な供給力を得られなかった場合
- ③ ガス小売事業者に対する不払いを理由として、需要家に対してあらかじめ、合理的な金額の保証金の支払いを求めたにもかかわらず、当該需要家がこれを支払わない場合
- ④ ガス工作物に故障を生じたことによる供給不能の場合
- ⑤ 天災地変その他の不可抗力による場合

※後述のとおり、最終保障供給義務が課される場合、原則として、旧一般ガス事業者に対しては、経過措置料金規制は課されていないことから、上記の議論は、十分な競争が進展している状況下での議論である。

【論点2】

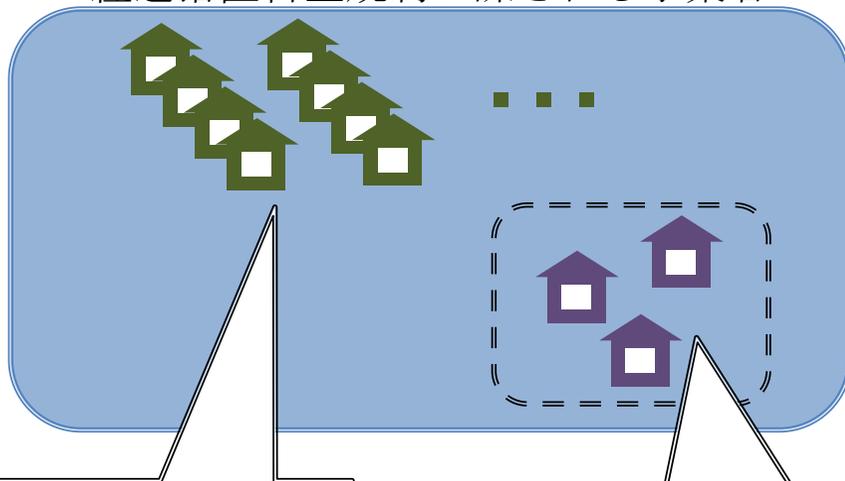
最終保障供給に係る妥当な料金水準をどうするか。

- 前頁のとおり、最終保障供給はあくまでセーフティネットであり、需要家が最終保障供給に過度に依存することはこの制度の想定するところではないことから、例えば、最終保障供給に係る料金が、ガス小売事業者が提供する標準的な料金よりも低廉となっている状態は適当ではない（大多数の需要家が最終保障供給を受けることとなるため。）。
- ➡ ● この点、①現行の電気事業法における最終保障供給に係る料金は、標準的な料金よりも1.2倍程度の水準として設定されており、足下においてこれに特段の問題が生じていないことに加え、②多くの需要家が一般ガス導管事業者に対して最終保障供給を依頼した場合、当該一般ガス導管事業者はスポット取引でLNGを調達することも想定される場所、スポット取引における価格は長期契約における価格よりも高い（例えば、過去10年間の平均では概ね1.2倍程度で推移している。）こと、③また、最終保障供給に係る料金を標準的な料金と比較して著しく高くした場合、最終保障供給を受ける需要家の利益を損なうおそれがあることを踏まえれば、ガスの最終保障供給に係る妥当な料金水準は、標準的な料金の1.2倍程度としてはどうか。

(注) 「標準的な料金」とは、旧一般ガス事業者が経過措置料金規制を課せられる場合には、当該旧一般ガス事業者の経過措置約款における料金である。

- 改正後のガス事業法における最終保障供給とは、どのガス小売事業者とも小売供給契約を締結できない需要家に対するガスの供給を保障するための制度である。
- 他方、今般の改正法においては、需要家保護の観点から、適正な競争関係が確保されていると認められない旧一般ガス事業者の供給区域については、当該事業者に対して、現行の料金規制を経過措置として課すこととしており、経過措置料金規制が課される事業者については、ガス小売事業者と自由料金メニューでの小売供給契約を締結している需要家を除き、全ての需要家に対して経過措置供給約款に基づいてガスを供給する義務が課されており、この義務は最終保障供給義務を代替するものとして機能することとなる。
- このため、経過措置料金規制が課される間は、原則として、最終保障供給義務は課されない。

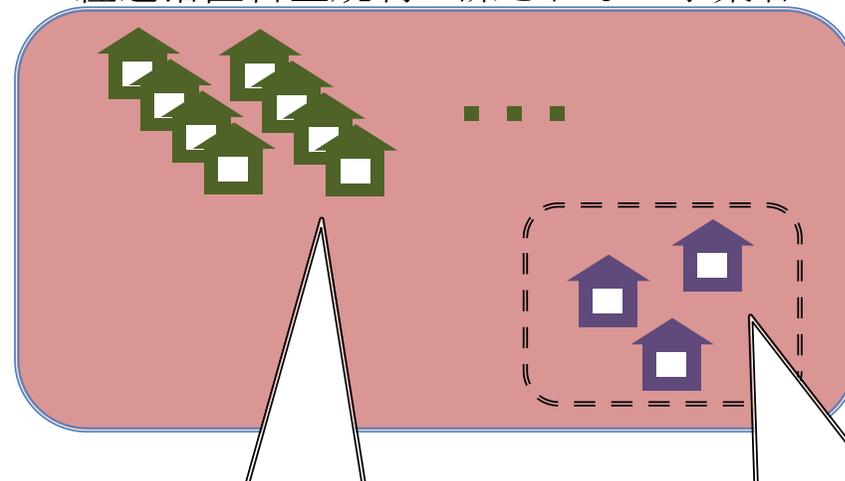
経過措置料金規制が課される事業者



ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家以外の需要家
＝経過措置供給約款に基づく供給義務の対象

ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家
＝経過措置供給約款に基づく供給義務の対象外

経過措置料金規制が課されない事業者



ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家以外の需要家
＝最終保障供給義務の対象

ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家
＝最終保障供給義務の対象外

- ガス小売事業者が需要家の不払い等を理由として、当該需要家との小売供給契約を解除して当該需要家に対するガスの供給を停止することも想定されるところ、何らの予告なくこうした措置がとられた場合、当該需要家が不払い状態を解消する機会や、一般ガス導管事業者による最終保障供給を申し込む時間的余裕を得られずにガスの供給が停止することとなる。
- このため、需要家保護を確保するためには、ガス小売事業者による小売供給契約の解除に係る一定の規律を設けることが適当であるところ、この内容が論点となる。

【論点】

ガス小売事業者による小売供給契約の解除に係る規律をどうするか。

➡ 需要家保護を図るため、以下のとおりとしてはどうか。なお、この内容はガイドライン等において担保。

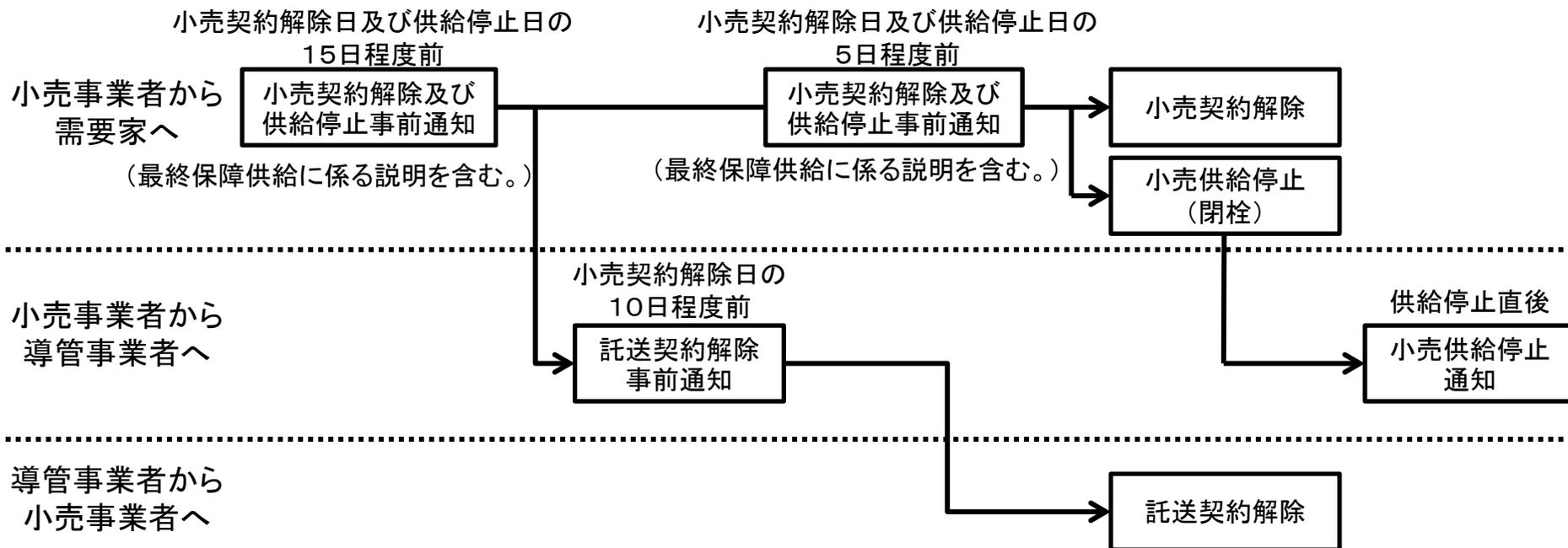
- ①ガス小売事業者は、小売供給契約の解除を行う15日程度前に、需要家に対して解除日を明示して解除予告通知を行う(5日程度前にも行わせることとする。)
- ②解除予告通知の際、「解除後に無契約となった場合にはガスの供給が止まること、一般ガス導管事業者による最終保障供給(旧一般ガス事業者が経過措置料金規制を課される場合には、当該旧一般ガス事業者による経過措置約款に基づく供給)を申込むという方法があること。」を説明する(説明の方法は、①訪問、②電話、③郵便等による書面送付、④電子メールの送信などが適当。)
- ③小売供給契約の解除に伴う託送供給契約の解除を行う10日程度前までに、ガス小売事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示した上で、一般ガス導管事業者に対して託送供給契約の解除の連絡を行う。

(注1) 上記の「15日」等はいくまで目安であり、ガス小売事業者が需要家保護の観点から、これに代わる時間的余裕をもって、需要家に対して解除予告通知等を行うことは妨げられない。また、旧簡易ガス事業に相当する事業等を行う者については、原則として、最終保障供給に係る説明や託送供給契約の解除に係る連絡を行う必要はない。

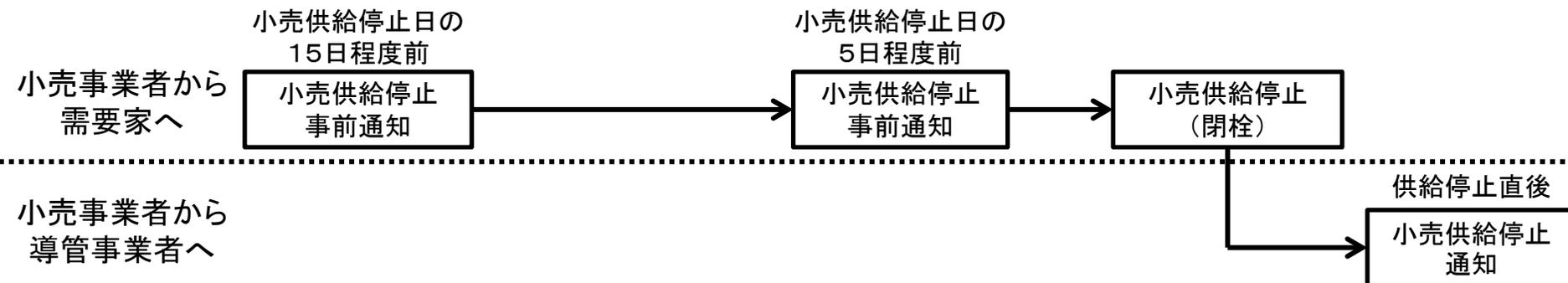
(注2) 例えば、複数の団地においてガス小売事業を行っている旧簡易ガス事業者が、ある1つの団地において当該事業を廃止する場合においては、上記の例も参考として、原則として1月前に、需要家に対して上記の解除予告通知を行わせることとする。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、基本的には同様の整理とする。ただし、最終保障供給に係る説明や託送供給契約の解除に係る連絡を行う必要はない。



➤ なお、ガス小売事業者の中には、需要家との小売供給契約を解除せず、ガスの供給を停止することをもって、当該需要家に対して不払い状態の解消を求める者も存在することが想定されるところ、この場合におけるフローは以下のとおりとなる。



※上記のフローは、ガス小売事業者が行う小売供給に加え、一般ガス導管事業者が行う最終保障供給も対象とする。ただし、経過措置約款に基づく供給に係る供給停止の手続は、基本的には現行の供給約款に定められた手続に従うこととなることから、上記のフローの対象とはならない。

- ガス小売事業者が突然倒産して需要家との小売供給契約が解消された場合、閉栓されていないならば、当該需要家の需要に応じ、引き続き、導管を通じてガスが流れ込むこととなるが、この期間におけるガスの供給に係る契約関係をどう整理するかが論点となる。

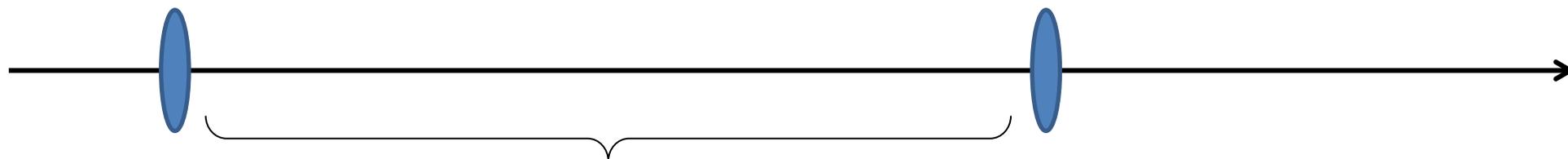
【論点】

無契約の状態でもガスが流れ込む場合における契約関係をどう整理するか。

<イメージ図>

需要家が小売供給契約を締結していた
ガス小売事業者Aが倒産

需要家がガス小売事業者Bと
新たに小売供給契約を締結



無契約の状態

導管を通じてガスが流れ込んでいる

ガス小売事業者Bからの供給

【論点】

無契約の状態でガスが流れ込む場合における契約関係をどう整理するか。

➡ 以下のとおり整理することとしてはどうか。

- 無契約の状態でガスの供給がなされることは適当ではないため、無契約の状態があった後、需要家が新たなガス小売事業者からガスの供給を受けることとした場合、この無契約の状態におけるガスの供給は、当該新たなガス小売事業者との小売供給契約に基づくガスの供給と整理するか、一般ガス導管事業者による最終保障供給(旧一般ガス事業者が経過措置料金規制を課される場合には、当該旧一般ガス事業者による経過措置約款に基づく供給)と整理するかを需要家自身が選択できることとする(いずれにしても契約が遡ることとなる。)
- また、新たなガス小売事業者に対しては、当該新たなガス小売事業者が需要家と小売供給契約を締結する際に、上記の内容を説明させることとする。加えて、需要家自身がガス小売事業者の倒産に気付かないおそれがあるため、一般ガス導管事業者に対しては、一般ガス導管事業者がこの事実を覚知した場合、需要家に当該事実を知らせるとともに、早急に他のガス小売事業者と小売供給契約を締結するか、当該一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けるかを選択する必要があることを需要家に説明した上で、上記の内容を説明させることとする。(いずれも、ガイドライン等において担保。)

(注1) 上記の場合において、需要家が新たなガス小売事業者との小売供給契約の遡及を選択した場合には、この期間において、当該新たなガス小売事業者は当該需要家の需要に応じガスを供給していた訳ではないため、当該新たなガス小売事業者は一般ガス導管事業者から補完供給を受けていたものと整理する。

(注2) 無契約状態の後、需要家が新たなガス小売事業者と小売供給契約を締結する場合には上記の整理となるが、需要家が一般ガス導管事業者から最終保障供給を受ける場合には最終保障供給約款に基づく契約が遡及し、また、旧一般ガス事業者が経過措置料金規制を課される場合において、需要家が当該旧一般ガス事業者と経過措置約款に基づく契約を締結した場合には、この契約が遡及することとなる。

(注3) 需要家が供給事業者を選択せずに無契約状態を放置した場合には、一般ガス導管事業者が供給停止等を行うことがあり得る。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

- 電気と異なり、ガスの使用を開始する場合には、需要家立会いの下、ガス事業者によるガス栓の開栓作業が必要となる。
- この開栓作業は、ガス小売事業者と需要家にとっては小売供給の開始であり、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者にとっては託送供給の開始であることから、これら2つの性格を有している。
- このため、こうした開栓作業について一義的な責任を有する者を、ガス小売事業者として整理するか、一般ガス導管事業者として整理するかが論点となる(検針についても同様。)

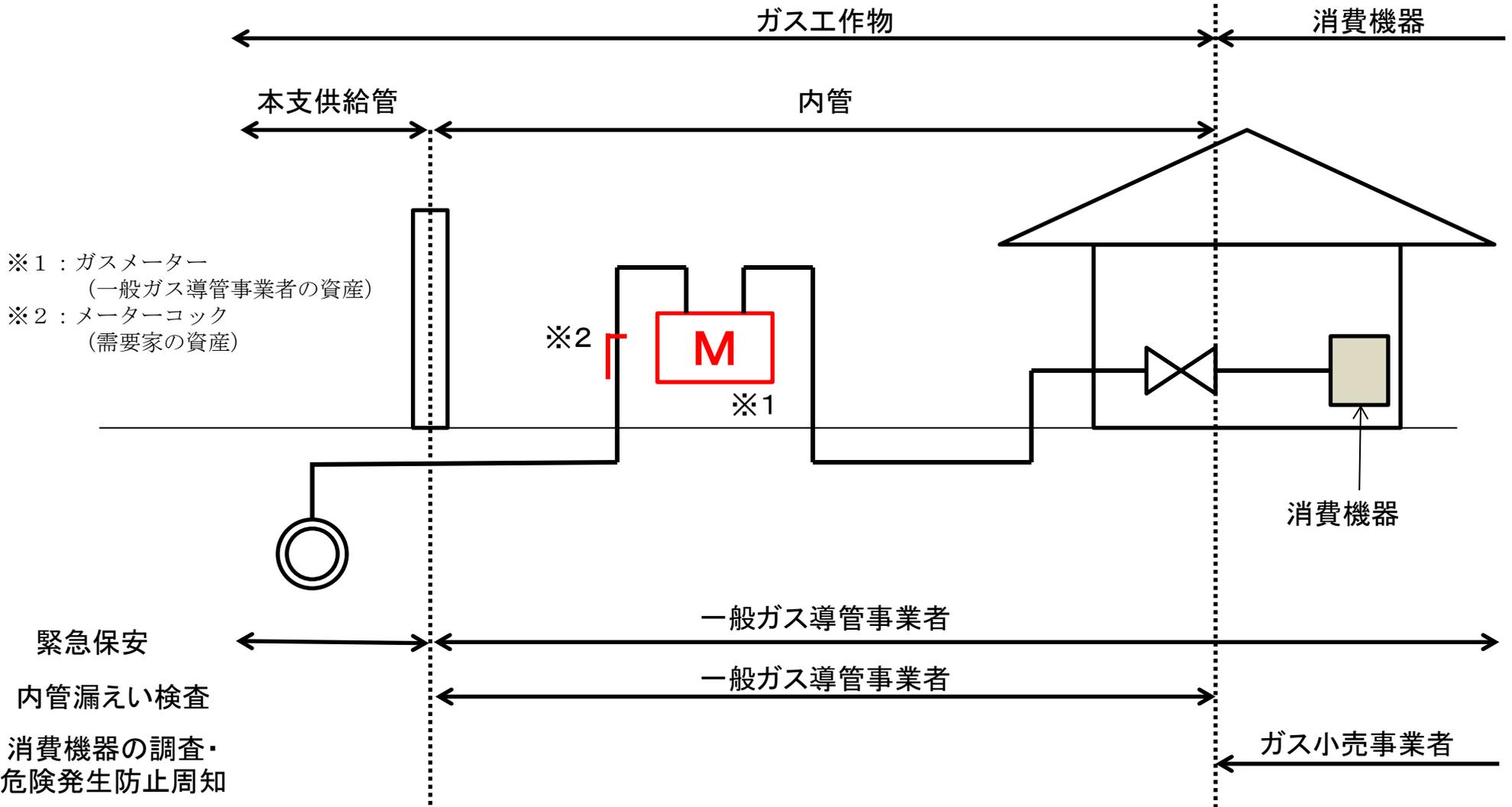
【論点1】
 ガス栓の開閉栓業務の担い手をどうするか。

【論点2】
 ガスメーターの検針業務の担い手をどうするか。

<参考>開閉栓時の主な業務

	主な業務	概要	担い手
開栓時	物理的開栓	ガスメーターコックの開栓、メーター復帰	【論点1】
	内管漏えい検査	圧力計による漏えい有無の確認等	一般ガス導管事業者
	消費機器調査	ガス種適合性調査、接続具点検、給排気設備調査等	ガス小売事業者
	消費機器危険発生防止周知	ガス機器の安全な使い方等必要事項の周知	ガス小売事業者
	各種説明・確認等	小売供給契約内容の説明・確認等	ガス小売事業者
	メーター検針	供給開始時のメーター値の確定	【論点2】
閉栓時	物理的閉栓	ガスメーターコックの閉栓、メーター停止	【論点1】
	各種手続	ガス料金の請求、ガス機器等のリース品の回収等	ガス小売事業者
	メーター検針	供給終了時のメーター値の確定	【論点2】

- 小売全面自由化後は、内管漏えい検査・緊急保安については、一般ガス導管事業者が責任を有する。
- 一方、消費機器の調査・危険発生防止周知については、需要家と契約関係にあつて接点が多く、契約に当たって消費機器情報を把握する機会が多いガス小売事業者が責任を有する。



【論点1】

ガス栓の開閉栓業務の担い手をどうするか。

- 
- 27頁のとおり、ガス栓の開栓業務は2つの性格を有する業務ではあるものの、そもそもガス栓を開栓することとなったのは、需要家とガス小売事業者との間で小売供給契約の締結があったからであり、一般ガス導管事業者によって行われる託送供給はこの小売供給契約の締結に起因して行われるものである。
 - このため、物理的開栓作業について一義的な責任を有する者については、ガス小売事業者として整理してはどうか(現行の自由化部門においても、小売事業者が開栓作業を行っている。)
 - また、開栓時には、内管漏えい検査、消費機器調査等の作業も行われることが一般的であり、この場合、一般ガス導管事業者とガス小売事業者のそれぞれが作業に出向く必要があるが、例えば、両者が別々の時間帯に需要家宅を訪問することとなった場合には、需要家の利便性を損なう可能性がある。
 - この点、現在、これらの作業は一般ガス事業者等がワンストップで行っているところ、小売全面自由化後も需要家の利便性を損なうことのない環境を整備するとともに、新規参入者のガス小売事業への参入を促す観点から、一般ガス導管事業者は、新規参入者たるガス小売事業者からの依頼があった場合には、正当な理由がない限り、開栓等の業務を、適切な条件で受託することなどを求めることとしてはどうか(ガイドライン等において担保。)
 - また、新規参入者たるガス小売事業者から、開栓等の業務につき、現在の一般ガス事業者に対して、その行う講習を受けたいとの依頼があった場合においても、同様の整理としてはどうか。

※内管漏えい検査や緊急保安に対応するための閉開栓については、一般ガス導管事業者が責任を有することとする。

【論点2】

ガスメーターの検針業務の担い手をどうするか。

- 
- 前述の開栓と同様、ガスメーターの検針も、ガス小売事業者にとっては小売供給料金の算定の基礎となるものである一方、一般ガス導管事業者にとっては託送供給料金の算定の基礎となるものであることから、これら2つの性格を有するものである。
 - 他方、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者が二重に検針することは社会的に非効率であることから、一元化することが望ましい。
 - この点、託送供給用のガスメーターは一般ガス導管事業者の資産であることに加え、現在の一般ガス事業者は既に多数の検針員を抱えていることから、託送供給用のガスメーターの検針業務については一般ガス導管事業者が行うこととし、これにより得られた値については、一般ガス導管事業者からガス小売事業者へ通知させることとしてはどうか。

※託送供給用のガスメーターの維持・管理業務についても、一般ガス導管事業者がこれを行うこととする。

※閉開栓時においては、両者の合意があればガス小売事業者が検針を行い、これを一般ガス導管事業者へ通知することも妨げない。

- 改正後のガス事業法における一般ガス導管事業等の定義は以下のとおりであるが、以下の規定においては、「経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。」と規定しており、一定の導管により供給する事業のみがこれらの事業に該当することとしているところであるが、この趣旨は、非常に短い導管によりガスを供給するなどの場合においては託送供給に係るニーズが想定されず、仮にこのような事業も一般ガス導管事業等に該当することとした場合、託送供給義務や託送供給約款の策定義務が課せられるなど、過剰な規制となるおそれがあることから、これを回避しようとしたものである。
- このため、どのような導管により供給する事業が、一般ガス導管事業等に該当するかを整理する必要がある。

【論点】

一般ガス導管事業等に該当する導管の要件をどうするか。

改正後のガス事業法における規定

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要（ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。）に応ずるガスの供給を保障するための小売供給（以下「最終保障供給」という。）を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

6 この法律において「一般ガス導管事業者」とは、第三十五条の許可を受けた者をいう。

7 この法律において「特定ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいう。

8 この法律において「特定ガス導管事業者」とは、第七十二条第一項の規定による届出をした者をいう。

9～13 (略)

【論点】

一般ガス導管事業等に該当する導管の要件をどうするか。

これまでの本小委員会における議論を十分に踏まえるとともに、過剰な規制となることを回避するため、以下のとおり整理することとしてはどうか。

- 以下のとおり、ガスシステム改革小委員会報告書における基本的な考え方は、現行の一般ガス事業者の導管部門が一般ガス導管事業となり、現行のガス導管事業者の導管部門が特定ガス導管事業となるというものである。
- 現行の簡易ガス事業は、そのほとんどがLPガスを小規模な団地等に供給する事業であり、そもそも託送供給に係るニーズが存在しないことから、現行制度下においても託送供給義務等が課せられていない。このため、小売全面自由化後においても、これを一般ガス導管事業等とは整理せず、ガス小売事業として整理する予定。
- この点、現在の一般ガス事業者の中には、例外的にLPガスのみを供給している小規模な事業者が存在するが、こうした事業者の事業実態は簡易ガス事業と差異がないことから、一般ガス導管事業等には該当しないこととする(LPガスを供給する地区を有する一般ガス事業者の当該地区等についても同様。)

(注1) 小売全面自由化後、現行の簡易ガス事業に相当する事業が大規模なものとなり、託送供給に係るニーズが出てきた場合には、改めて検討が必要。

(注2) 特定ガス導管事業に該当することとなる導管の要件については、現行のガス導管事業に該当することとなる導管の要件に特段の問題が生じている訳ではないことから、これを踏襲することとする。

報告書における記載

他方、現行の一般ガス事業及びガス導管事業の導管部門については、小売全面自由化後は、引き続き託送供給義務を課し、ガス小売事業に参入する誰もが公平・透明な条件により導管を利用できる環境を整備する必要がある。

ただし、現行の一般ガス事業者の導管部門は、都市部を中心に面的に張り巡らされた低圧導管を含む導管網を維持・運用しており、その供給先は家庭用など小口利用者を始め極めて多数にわたる一方、現行のガス導管事業者は、線状に敷設された中圧及び高圧の導管のみを維持・運用しており、その供給先はガス事業者への卸や工場などの大口需要家に限られる。

こうした事業実態の違いを踏まえ、低圧導管を含む導管網を維持・運用しガスの輸送や託送供給を行う事業を「一般ガス導管事業」、中圧及び高圧の導管のみを維持・運用しガスの輸送や託送供給を行う事業を「特定ガス導管事業」と分けて整理し、それぞれの特徴を踏まえて参入規制、託送供給条件、最終保障サービス等の制度設計を行うことが適切である。(以下「一般ガス導管事業」及び「特定ガス導管事業」をまとめて、「新たなガス導管事業」と総称する。)

- 改正後のガス事業法第48条第1項においては、一般ガス導管事業者に対して託送供給約款の策定を義務付けているものの、託送供給の申込みを受ける見込み等を勘案して、経済産業大臣の承認を受けた場合には、託送供給約款の策定を求めないこととしている。
- 一般ガス導管事業者に対して託送供給約款を策定させる趣旨は、一般ガス導管事業者がその行う託送供給について不特定多数の者を相手方とすることを前提として、当該一般ガス導管事業者に対してあらかじめ標準的な供給条件を策定させ、経済産業大臣がこの妥当性を確認するとともに、契約手続の円滑化を図ろうというものであるが、託送供給に係る需要が著しく少ないことが客観的に明らかである場合には、一般ガス導管事業者に対して託送供給約款の策定を求めるとは過度な規制となるおそれがあり、個別の供給条件によることとする方が適当であると考えられることから、上記のような承認事業者制度が設けられている。
- この点、小売全面自由化後の承認基準をどうするかが論点となる。

【論点】

託送供給約款の策定を不要とする承認基準をどうするか。

改正後のガス事業法における規定

(託送供給約款)

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2～13 (略)

【論点】

託送供給約款の策定を不要とする承認基準をどうするか。

- 
- 承認事業者制度に係る現行の判断基準は次頁のとおりであり、①需要家の数が15万件以上存在する場合には託送供給約款を策定する必要があるものの、②需要家の数が15万件未満であって、他の事業者と導管が連結されていない場合には託送供給約款を策定する必要がなく、また、③需要家の数が15万件未満であって、他の事業者と導管が連結されているものの、大口等の件数が3件未満の場合には託送供給約款を策定する必要がないと整理されていることがポイントである。
 - 小売全面自由化後は、大口・小口の差がなくなり、上記③のような整理を踏襲することは適当ではないことから、託送供給約款の策定が不要となる承認基準については、以下のとおりとしてはどうか。

需要家の数が15万件に満たない一般ガス導管事業者であって、その維持・運用する導管が他のガスを供給する事業を営む者が維持・運用する導管と連結していない者

(注1) 特定ガス導管事業者に係る承認基準については、その維持・運用する導管が他のガスを供給する事業を営む者が維持・運用する導管と連結していない者等とする予定。

(注2) 現行制度における導管敷設を促すためのインセンティブ措置については、引き続き維持する予定。

